

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募します。

令和8年1月26日

秋田市長 沼 谷 純

第1 入札に関する事項

| | |
|-------------|---|
| 1 件 名 | 秋田公立美術大学附属高等学院デジタル印刷機賃貸借 |
| 2 仕 様 書 | 別紙のとおり |
| 3 履 行 場 所 | 秋田公立美術大学附属高等学院(秋田市新屋大川町12番3号) |
| 4 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで |
| 5 入札参加要件 | (1) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。 (2) 市税に滞納がある者ではないこと。 (3) 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関を有する者ではないこと。 (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| 6 入札参加申込 | |
| 受付期間 | 令和8年1月26日（月）から令和8年2月2日（月）まで (土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後4時まで) |
| 受付場所 | 秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学附属高等学院 事務室 |
| 7 指名(非指名)通知 | 令和8年2月10日（火）までに電子メールまたはFAXで通知する。 |
| 8 入 札 | |
| 日 時 | 令和8年2月20日（金）午前10時 |
| 場 所 | 秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学附属高等学院 進路学習室 |
| 入札保証金 | 入札金額の5／100以上（1円未満切上） ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。納付方法および免除手続きなどについては、別添「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照してください。 ※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 |

| | |
|---------|---|
| | 第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 |
| 最低制限価格 | 設定なし |
| 9 契 約 日 | 令和8年2月27日（金）まで（予定） |

第2 注意事項

1 入札参加申込みについて

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
 - ウ 納税証明書（「市税に未納がない証明書（秋田市発行）」）
※納期到来分の市税に未納がないことが分かる証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可））
(秋田市に課税されていない場合はエの書類を市民税課に提示する必要があります。)
 - エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
 - オ 入札保証金免除申請書（様式6）
入札保証金の免除規定に該当し、免除を希望する場合のみ提出すること。
- (2) 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付しない。
- (3) 申込書等の様式は、秋田公立美術大学附属高等学院ホームページから入手すること。

2 指名について

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果通知は、電子メール又はFAXで行う。

3 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 本件は長期継続契約であり、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。
なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受け

ることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

- (3) 入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (6) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- (7) 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

第3 その他

- 1 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- 2 提出された申込書等は、返却しない。
- 3 問合せ先

秋田公立美術大学附属高等学院 事務室

電話 018-828-4127

FAX 018-828-0811

メール ro-edas@city.akita.lg.jp

仕様書

第1 賃貸借の概要

1 賃貸借物件名

秋田公立美術大学附属高等学院デジタル印刷機賃貸借

2 設置場所

秋田公立美術大学附属高等学院（秋田市新屋大川町12番3号）

3 設置台数

1台

4 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（60月）

第2 賃貸借の内容等

1 機器仕様

別紙「機器仕様書」のとおり

2 事前準備

貸出人は、賃貸借期間開始の前日までに物件の設置を完了するとともに、遅滞なく物件設置等完了報告書を提出すること。

3 賃貸借方法

本市と賃貸人との間で契約を締結する。

4 賃貸借料の支払い

月毎に、請求に基づき、請求を受理した日から起算して30日以内に、契約金額を60で除して得た額(1円未満の端数が生じる場合は、最終月で調整)を支払うものとする。

5 印刷機の保守等

- (1) 保守期間は契約期間と同じとし、修理等に要する部品等についても、この期間は確保できるものとする。
- (2) 機器の正常な動作確保のため点検および整備を行い、必要に応じて部品交換を行うこと。
- (3) 部品交換に要する費用は、賃貸借料に含むものとする。

- (4) 機器の故障時には適切な修理を行える技術者を迅速に配備することができ、故障発生当日中に復旧作業を行うこと。
- (5) 修繕に時間要する場合は、同等能力を有する代替機を設置すること。

6 納入、設置および撤去に係る事項

- (1) 新機器および付属品は新品を納入すること。
- (2) 機器は、設置場所に納入すること。
- (3) 機器の納入、設置および撤去等の費用は、契約額に含むこと。
- (4) 新旧機器の入替えは学院と協議し、契約開始日までに行うこと。
- (5) 新機器受注者は新旧機器の入替作業を円滑に行うため、旧機器受注者と連携し、責任を持って入替えを行うこと。
- (6) 新機器を契約開始日より前に設置した場合は、設置日から契約開始日までは試運転期間とし、無償とすること。
- (7) 新機器の事前設定および調整は納入前に終えておくこととし、これらの作業に伴う場所の確保および諸費用等は受注者の負担とする。
- (8) 新機器はすべて使用可能な状態で納入し、学院立会いのもと動作確認を行うこととし、これらに要する費用は受注者の負担とする。
- (9) 契約期間の満了、又は解除された場合は、学院と協議の上、速やかに機器を撤去することとし、これらの作業に伴う諸費用等は受注者の負担とする。

【別紙】

機器仕様書

デジタル印刷機1台とし、次の条件を満たしていること。

| 機能等 | | 性能(同等以上とする。) |
|--------------------|----|---|
| 製版方式 | | 感熱デジタル製版方式 |
| 印刷方式 | | 孔版両面印刷 |
| 原稿読取方式 | | 原稿固定式／自動原稿送り装置による原稿移動式 |
| 原稿サイズ | | 最大:297mm×432mm |
| 自動原稿送り装置 原稿積載容量 | | 100枚(64g/m ²) |
| 用紙サイズ | 片面 | 最大:297mm×432mm 最小:100mm×148mm |
| | 両面 | A3、B4、A4、B5 |
| 印刷面積 | 片面 | 最大:290mm×423mm |
| | 両面 | 最大:290mm×411mm |
| 給紙容量 | 片面 | 1,500枚(64g/m ² :一般上質紙) |
| | 両面 | 550枚(64g/m ² :一般上質紙) |
| 排紙容量 | | 1,500枚(64g/m ² :一般上質紙) |
| 用紙種類 | 片面 | 45~210g/m ² 上質紙、中質紙、更紙、再生紙、封筒、はがき |
| | 両面 | 52~105g/m ² 上質紙、中質紙、更紙、再生紙 |
| 印刷倍率 | | 等倍:100% 定形倍率:61、70、81、86、115、122、141、163% 独立変倍:縦横独立変倍 50~500% |
| 解像度 | | 読み取り:600dpi×600dpi 書き込み:300dpi×600dpi |
| 画像モード | | 文字、写真、文字／写真(2種類)、鉛筆、网点(2種類)、イラスト |
| 製版時間 | 片面 | 18秒(A4横、100%) |
| | 両面 | 52秒(A4横、100%) |
| 印刷速度 | | 片面印刷時:45~135枚/分 トップスピード+155枚/分(B4以下) 裏面印刷時:45~135枚/分 |
| 印刷位置調整 | 片面 | 電動天地±15mm 手動左右±10m |
| | 両面 | 電動天地±15mm 左右なし |
| サイズ | | 自動原稿送り装置装着時 使用時:1,520mm(W)×695mm(D)×1,240mm(H) 収納時:955mm(W)×695mm(D)×1,240mm(H) |
| 重量 | | 本体167kg |
| 電源 | | AC100V 50Hz |
| 標準機能 | | 機密保持機能、省インクモード、省エネモード |
| その他の機能 | | オート排紙台、自動原稿送り装置、 テープクラスタ(プリント自動区分け) |
| エコマーク認定 | | 適合 |
| グリーン購入法 | | 適合 |
| 国際エネルギースター | | 適合 |

※参考機種:デュプロ製DP- α 700

設 計 書

| | |
|------|-----|
| 区分 | 美大附 |
| 業務番号 | 第2号 |

| | | |
|--|--|--|
| | | 設計担当者 秋田公立美術大学附属高等学院 直通 828-4127 |
|--|--|--|

| | | | |
|---------|--|--|----------|
| 年 度 | 令和7年度 | 作成年月日 | 令和 年 月 日 |
| 業 務 名 | 秋田公立美術大学附属高等学院 デジタル印刷機賃貸借 | 賃借期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日 | |
| 履 行 場 所 | 秋田公立美術大学附属高等学院 秋田市新屋大川町12番3号 | 賃貸内容 デジタル印刷機（両面印刷機能付き）1台 付属品一式 | |
| 設 計 金 額 | | <契約期間・年度毎の予定額> 令和8年度 円 令和9年度 円 令和10年度 円 令和11年度 円 令和12年度 円 合計 円 | |
| 財 源 区 分 | 国 補 ・ 県 補 ・ (市 単) | | |
| 賃 借 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日 か ら 令和 13 年 3 月 31 日 ま で | | |

明細書 第 1 号

| 項目 | 数量 | 単位 | 単価(円) | 金額(円) | 備考 |
|--------------------------|--------|----|-------|-------|---------|
| 秋田公立美術大学附属高等学院デジタル印刷機賃貸借 | | | | | |
| デジタル印刷機 1 台 | 60 | 月 | | | 仕様書のとおり |
| 消費税および地方消費税額 | | | | | 10% |
| 合計 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| (参考) 賃貸借料 年額 | 令和8年度 | 12 | 月 | | 税込み |
| | 令和9年度 | 12 | 月 | | 税込み |
| | 令和10年度 | 12 | 月 | | 税込み |
| | 令和11年度 | 12 | 月 | | 税込み |
| | 令和12年度 | 12 | 月 | | 税込み |
| | | | | | |
| | | | | | |

入札心得

秋田公立美術大学附属高等学院

(入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約締結に必要な条件を承諾の上、入札してください。

(入札の参加および辞退)

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札時刻に遅れた場合は辞退とみなしますので、時間を厳守してください。入札を辞退する場合は、入札の執行前にあっては別紙様式「入札参加辞退届」を、入札執行中にあっては「入札参加辞退届」又はその旨を明記した入札書を開札までに、秋田公立美術大学附属高等学院入札担当者に提出してください。

なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札の方法)

- 4 入札参加者は、「入札書」を当該入札案件名等を記載した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。

また、代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

(消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法)

- 5 入札書には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記載してください。（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）

なお、契約金額は、入札金額に消費税および地方消費税相当額（入札金額の100分の10）を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。

(入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥123, 000

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

7 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協定した者があると認めたとき。
- (2) 1回目の入札において、参加者が1名であるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

9 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札若しくは金額その他記載事項が脱落し、若しくは不明りょうで確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行います。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければなりません。

(落札者の決定)

11 予定価格の制限の範囲内で、最低の入札をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格が設定されている入札においては、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

12 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

13 開札の結果、落札者がないときは、再度の入札を行います。

(入札回数)

14 入札回数は、2回を限度とします。

(再度の入札に参加できない者)

15 第9項第1号から第6号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

(契約書の提出)

16 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めの場合には、その期限を延長することができます。

(保証人)

17 落札者は、契約の締結に際し、契約保証金を納付してください。なお、契約保証金の納付に代えて当該契約の履行を保証する保証人を立てることができます。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、保証人は必要ありません。

18 前項の保証人は、落札者と同等以上の資力、資格および業務施行能力を有する者で、入札参加業者以外の業者としてください。ただし、入札参加業者以外に保証人となることができる業者がいないときは、この限りではありません。

(異議の申し立て)

19 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。

別添

入札保証金の取扱いに係る説明書

1 入札保証

秋田市財務規則第109条の規定により、入札公告において、入札保証を求められた入札に参加する事業者（以下、「入札参加者」という。）は、消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札書に記載予定の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（以下、「税込の入札金額」という。）の100分の5以上の入札保証金の納付又は(1)に掲げる入札保証金の納付に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、(2)のいずれかに該当する事由がある場合は、これを免除する。

(1) 入札保証金の納付に代わる担保

- ア 国債又は地方債
- イ 特別の法律により法人の発行する債券および市長が確実と認める社債券
- ウ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証もしくは裏書をした手形
- エ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- オ 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- カ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- キ インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証

(2) 入札保証金の納付を免除する事由

- ア 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 入札参加者が過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金の免除について

秋田市財務規則109条に入札保証金の納付を免除することができる旨の規定があることから、1の(2)に該当し、免除を希望する入札参加者は、「入札保証金免除申請書」（様式6）を記入し、必要書類を添付の上、入札参加申込書と一緒に、秋田公立美術大学附属高等学院事務担当者（以下「担当者」という。）へ提出すること。審査の上、結果を通知する。

3 入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供の方法

入札参加者は、入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供を次の各号に掲げるいずれかの方法により行うこと。

(1) 入札保証金を現金で納付する場合

入札参加者は、「入札保証金納付書兼領収書発行依頼書」（様式7）を担当者に

提出し、入札保証金の納付書の発行を受け、入札保証金を指定する金融機関に納付すること。

納付後、入札開始30分前までに、指定金融機関の領収印のある領収済の納付書の写しを担当者に提出すること。

(2) 入札保証金の納付に代わる担保の提供による場合

入札参加者は、事前に担当者に連絡の上、必要事項を記載した「入札保証金の納付に代わる担保の提供」(様式8)を提出すること。入札当日、入札開始30分前までに有価証券等を提出し、市の領収印のある「入札保証金の納付に代わる担保の預かり書」(様式9)を受領すること。

4 入札保証金の未納等又は入札保証に係る書類の不備による入札の無効

入札保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供がないもの（入札保証金が免除されている場合は除く。）

(2) 入札保証金の金額又は入札保証金の納付に代わる担保の金額が規定の額に不足するもの

5 入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保の返還

入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保は、次に掲げる方法により落札者の決定後、返還する。なお、落札者への返還は契約締結後となる。

(1) 入札保証金を現金で納付した場合

入札参加者は必要事項を記載した「入札保証金払出請求書」(様式10)を担当者に提出する。担当者は当該書類の受領後、速やかに、入札保証金の払出手続を行う。なお、振込まではおおよそ2週間程度要する。

(2) 入札保証金の納付に代わる担保の提供による場合

入札参加者は有価証券等を提出した際に受領した「入札保証金の納付に代わる担保の預かり書」(様式9)に必要事項を記載し、担当者へ提出し、これと引換えに、担当者は有価証券等を返還する。

6 落札者が契約を締結しない場合の取扱い

落札者が契約を締結しない場合、入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保は返還しないものとする。入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときは、その定めに従って保険金又は保証金を請求するものとする。

7 費用の負担

入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保の提供に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

8 その他

(1) 収入印紙が必要となる場合は、忘れずに貼付すること。

(2) 還付（返還）までの期間の利息は付さないものとする。